

国会事項

衆議院

議員死去

さきま永年在職議員として院議表彰された九州選挙区選出議員園田博之君は、十一月十一日死去された。

質問書提出

十一月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者への適正な賃金の支払い等に関する質問主意書（山井和則提出）

政府が進める「外国人材の受入れ」によるわが国の健康保険制度への重大なリスク等に関する再質問主意書（山井和則提出）

過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する再質問主意書（山井和則提出）

会議

十一月十三日（火曜日） 午後二時 本会議

参議院

質問主意書転送

十一月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

新たな外国人材の受入れに関する再質問主意書（大野元裕提出）（第一九号）

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

國務大臣 石田 真敏

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う國務大臣に指定する

同 石田 真敏

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる

（広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事 佐々木 亘

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月十日）

○経済産業大臣臨時代理

國務大臣 茂木 敏充

経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う國務大臣に指定する

同 茂木 敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる

○農林水産大臣臨時代理解職

同 石井 啓一

農林水産大臣吉川貴盛帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く（以上十一月十一日）

法務省

検事 俣木 泰治

平成三十年度土地家屋調査士試験委員の併任を解除する

同 俣木 泰治

平成三十年度司法書士試験委員の併任を解除する（以上十一月八日）

（大阪地方検察庁検事）検事 澤村 洋平

横浜地方検察庁検事に配置換する

（横浜地方検察庁検事）同 細野 美幸

大阪地方検察庁検事に配置換する（以上十一月九日）

皇室事項

行幸御日程

天皇皇后両陛下の静岡県へ行幸の御日程は、次のとおりである。

第一日 十一月二十七日

皇居（坂下門）御出門

東京駅御発

掛川駅御着

ねむの木学園（ねむの木こども美術館「どんぐり」）

常林寺「浅羽佐喜太郎公記念碑」

袋井市郷土資料館・近藤記念館

お泊所 THE HAMANAKO

第二日 十一月二十八日

浜松市外国人学習支援センター

アクトシティ浜松研修交流センター・浜松市

楽器博物館

浜松駅御発

東京駅御着

還幸啓

御祝電

天皇陛下は、アイルランド国大統領マイケル・D・ヒギンズ閣下の大統領再任につき、十一月十一日御祝電を寄せられた。

天皇陛下は、フィジー国大統領ジョシ・コヌシ・コンロテ閣下の大統領再任につき、十一月十一日御祝電を寄せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成30年11月14日

福島労働局長 森戸 和美

第4号中「1時間834円」を「1時間851円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成30年11月14日

栃木労働局長 白兼 俊貴

第4号中「1時間869円」を「1時間889円」に改める。

附則

この決定は、平成30年12月31日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成30年11月14日

岐阜労働局長 稲原 俊浩

第4号中「1時間890円」を「1時間910円」に改める。

附則

この決定は、平成30年12月21日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成30年11月14日

静岡労働局長 高森 洋志

第4号中「1時間862円」を「1時間879円」に改める。

附則

この決定は、平成30年12月21日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成30年11月14日

山口労働局長 金刺 義行

第4号中「1時間795円」を「1時間822円」に改める。

附則

この決定は、平成30年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成30年11月14日

香川労働局長 亀澤 典子

第4号中「1時間841円」を「1時間862円」に改める。

附則

この決定は、平成30年12月15日から効力を生ずる。